

◇大阪市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市印鑑条例の一部改正に伴い、必要な規定を整備することにしました。
- 2 代理人により行うことができない申請として、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を提示して印鑑登録証明書の交付を申請する場合を追加しました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和8年6月15日から施行することにしました。

(市民局総務部住民情報担当)